

建築工事及び設備工事の考え方について

低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準並びに最低制限価格の算定の際、直接工事費に0.90を乗じて得た額を適用する「建築工事及び設備工事」の対象工事とは、「公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき積算された工事です。

例：建築工事（建築物解体工事を含む）

電気工事

管工事 等